

急傾斜地崩壊危険区域の制限行為一覧

- 急傾斜地崩壊危険区域内で**A**にあたる行為を行う場合は、県知事の許可が必要です。
 (Bにあたる行為は軽微な行為であるため、許可不要です。)

区 分	許可が必要な行為(A)	許可を要しない行為(B)		
	急傾斜地法第7条	急傾斜地法施行令第2条		
		急傾斜地崩壊危険区域全体における行為 (急傾斜地+誘発助長区域)	急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地(下部誘発助長区域)における行為	急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地(上部誘発助長区域)における行為
地表水に関する行為	① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透助長する行為	① 水田に水を放流し、又は停滞させる行為 ② 灌漑に供するため、水を放流する行為 ③ 日常生活に供するため又は日常生活に供した水を土地に放流する行為 (①～③は地割れ、水の浸透しやすい土地を除く。) ④ 用排水路に水を放流する行為 ⑤ 溜め池、貯水施設に水を放流・貯留する行為		
工作物に関する行為	② ため池、用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置、改造	—	—	—
土地の原状変更に関する行為	③ のり切、切土、掘削、盛土	—	① 長さ3m以下ののり切りで、法面の崩壊が生じないもの ② 高さが50cm以下の切り土又は深さ50cm以下の掘削で、急傾斜地の下端から2m以上離れた土地で行うもの ③ 高さが2m以下の盛土	① 長さ3m以下ののり切りで、法面の崩壊が生じないもの ② 高さが50cm以下の切土又は深さ50cm以下の掘削で、水の浸透又は停滞を増加させないもの
立木に関する行為 ①	④ 立木竹の伐採	① 除伐、倒木竹・枯損木竹の伐採		
立木に関する行為 ②	⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出	—	① 木竹の滑下又は地引による搬出	—
土石に関する行為	⑥ 土石の採取又は集積	—	① 地表から50cm以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から2m以上離れた土地で行うもの ② 載荷重が1平方メートルにつき2.5t以下の土石の集積	—
その他の行為	—	① 急傾斜地法施行令第2条第9号～第19号に掲げる工事に係る行為		